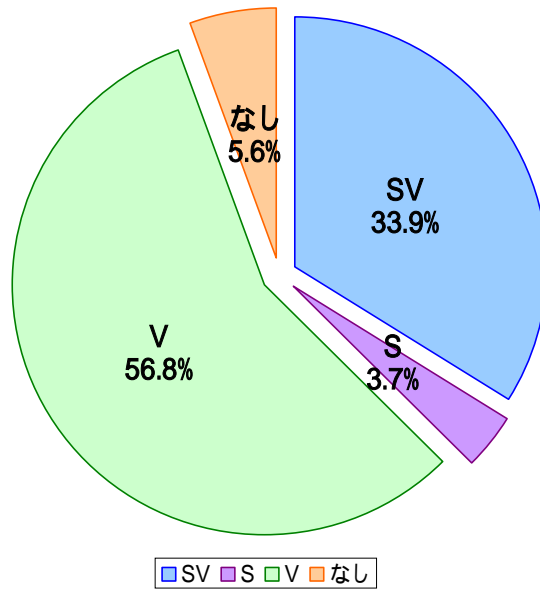


「家庭ごみ有料化」に伴う負担軽減措置について

1. 「家庭ごみ有料化」に伴う負担軽減措置の状況

図 - 1 全国市区(単純従量制採用市 410 市)の状況

単純従量制(410市)



(説明)

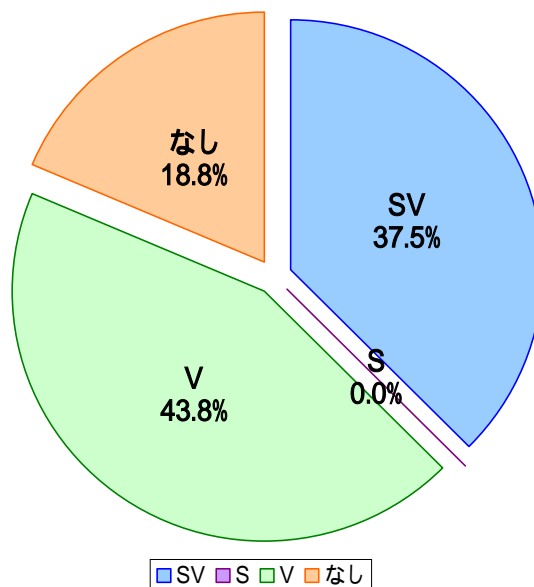
S = 社会的配慮からの減免措置

V = ボランティア清掃奨励の無料袋、シール配布措置

(東洋大学経済学部教授 山谷修作ホームページ

「全国都市家庭ごみ有料化実施状況(2012年10月現在)」を基に作成)

図 - 2 大分県内(有料化実施 16 市町村)の状況



別府市	
日田市	S V
佐伯市	V
臼杵市	S V
津久見市	S V
竹田市	V
豊後高田市	V
杵築市	S V
宇佐市	S V
豊後大野市	V
由布市	V
国東市	V
姫島村	
日出町	S V
九重町	V
玖珠町	

(説明)

S = 社会的配慮からの減免措置

V = ボランティア清掃奨励の無料袋、シール配布措置

(大分市独自調査結果を基に作成)

2. 「家庭ごみ有料化」に伴う負担軽減措置状況一覧表

(大分市独自調査結果)

都市名	有料化 実施年	負担軽減の対象							
		生活保護 世帯	低所得 世帯	おむつ (乳幼児)	おむつ (高・障)	腹膜透析	ストマ装具	その他	ボランティア

【政令指定都市】

1	札幌市	H21.7			(2歳未満)					
2	仙台市	H20.10			(1歳未満)					
3	新潟市	H20.6			(3歳未満)					
4	京都市	H18.10			(新生児)					
5	岡山市	H21.2			(2歳未満)				重度の障害者	
6	北九州市	H18.7			(新生児)					
7	福岡市	H17.10								
8	熊本市	H21.10			(3歳未満)					

【中核市】

1	函館市	H14.4								
2	旭川市	H19.8			(3歳未満)					
3	秋田市	H24.7								
4	長野市	H8.11			(3歳未満)					
5	下関市	H15.6	なし							
6	高松市	H16.10								
7	久留米市	H5.4	なし							
8	宮崎市	H14.6			市県民税非課税世帯 (3歳未満)					

【大分県】

1	別府市	H9.4	なし							なし
2	日田市	H16.10			(1歳未満)					
3	佐伯市	H17.3	なし							
4	臼杵市	H17.3			(1歳未満)					
5	津久見市	H19.7								
6	竹田市	S56.4	なし							
7	豊後高田市	H17.4	なし							
8	杵築市	H18.10			(1歳未満)					
9	宇佐市	H18.7			(1歳未満)					
10	豊後大野市	H6.4	なし							
11	由布市	H17.1	なし							
12	国東市	H11.4	なし							
13	姫島村	-	なし							なし
14	日出町	-								
15	九重町	-	なし							
16	玖珠町	-	なし							なし

3. 中核市等における負担軽減措置の状況

対象：中核市及び中核市を目指している都市
(平成24年4月1日現在)

区分	都市名	有料化導入年月	有料化の目的	負担軽減措置の状況
中核市	函館市	H14.4	ごみの減量化 資源化の推進 費用負担の適正化・公平化 ごみ適正処理に要する費用の確保	所得が低く生活に困窮している方 (生活保護受給世帯を除く) ・低所得世帯 ・所得激減世帯 平成18年5月31日まで「生活保護受給世帯」の減免あり 平成18年6月1日改正 「函館市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」 「函館市一般廃棄物処理手数料減免取扱要綱」
	旭川市	H19.8	ごみの減量化とリサイクルの推進 ごみ処理費用の負担の公平化 ごみの減量化等の費用への活用 他のごみ減量化施策の効果を高めるため	・生活保護法に基づく保護を受けている世帯(入院等を除く) ・3歳未満(0～2歳)の紙おむつを常用している乳幼児のいる世帯 ・旭川市の紙おむつ購入助成(給付)を受けている高齢者又は障害者がいる世帯(入院等を除く)
	秋田市	H24.7	一般廃棄物処理基本計画の減量目標を達成するため、さらなるごみの減量とリサイクルを促進するとともに、将来の施設整備の財源および環境施策の充実を図る	・腹膜透析をしている方 在宅で腹膜透析を実施した際に排出される透析バック等、家庭ごみ用有料指定袋の購入費用の負担が大きい方 ・おむつを使用している方 在宅でおむつを使用し、透明の資源化物用指定ごみ袋での排出に抵抗がある方 家庭ごみ用有料指定袋の購入費用の負担が大きい方 おむつは、透明の資源化物用指定ごみ袋に入れて、家庭ごみの日に出すこともできる。
	長野市	H8.11	徹底したごみの減量 限りある資源の有効活用 排出量に応じた公平な負担	・生活保護世帯 ・乳幼児 市内に住所を有する3歳未満の乳幼児 ・紙おむつ使用者・在宅腹膜透析実施者等 介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている人、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人
	下関市	H15.6	ごみ排出量の抑制 ごみ処理にかかる費用負担の公平性	なし
	高松市	H16.10	発生抑制の観点からさらなるごみ減量化を目指す 受益者負担の原則により、排出量に応じた費用負担で負担の公平化を図る ごみ処理費用の負担を「ごみ有料化」により「見える負担」とすることで、ごみに対する意識を高め、一人ひとりが自ら排出するごみに責任を持つ社会の実現を目指す	・生活保護世帯

区分	都市名	有料化導入年月	有料化の目的	負担軽減措置の状況
中核市	久留米市	H5.4	分別の徹底 負担の公平化 ごみの減量とリサイクルの推進	なし
	宮崎市	H14.6	ごみの減量 リサイクルの推進 排出者負担の公平化	<p>1 市県民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の乳幼児のいる世帯 ・在宅で、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当のいずれかを受給している者のいる世帯 ・在宅で、介護保険事業の要介護4または5の介護認定を受けている者のいる世帯 <p>「非課税世帯」の判断は、対象となる世帯の主に生計を担っている者の所得で判断する</p> <p>2 宮崎市域在住で、以下の支援を受けている世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅で、生活保護を受給している世帯 ・在宅で、生活支援給付を受けている中国残留邦人の世帯
中核市を 目指して いる都市	八王子市	H16.10	ごみ減量、資源化を推進するため ごみ処理経費の公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に基づく保護を受けている世帯 ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている世帯 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯 <p>以下は世帯全員が市民税非課税であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅で生活している身体障害者手帳(1級または2級)をお持ちの方がいる世帯 ・在宅で生活している愛の手帳(1度または2度)をお持ちの方がいる世帯 ・在宅で生活している精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方がいる世帯
	藤沢市	H19.10	廃棄物の発生抑制 分別資源化の促進 負担の公平性の確保 最終処分場の延命化 環境の創造や財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯(母子家庭等) ・特別児童扶養手当受給世帯(知的又は身体に障害のある状態の児童を養育している世帯) <p>紙おむつは指定袋を使用せずに排出できる</p>
	那覇市	H14.4	ごみ減量意識の高揚 受益者負担の原則と公平化 ゼロエミッションの推進	なし